



家庭系ごみの有料化の基本的手法の考え方について
(中間答申)

平成20年6月13日
山形市清掃問題審議会

目 次

はじめに	1
1 有料化の対象範囲について	2
2 手数料の料金体系について	2
3 手数料の徴収方法について	2
4 指定袋等の名称について	3
5 指定袋等の種類について	3
6 手数料の料金設定について	4
7 配慮すべき事項について	5
(1)負担軽減について	5
(2)不法投棄及び不適正排出対策について	5
(3)集積所等の美化活動への支援	5
(4)有料化の実施にあたって	5

参考資料

参考－１ 有料化の対象範囲関係

(1) 山形市ごみ区分の現状

表 1 山形市の現在のごみ区分・・・・・・・・・・・・・・・・参 1

(2) 他市での有料化対象範囲の現状

表 2 全国の最近実施された有料化自治体のごみの範囲について・・・・参 2

表 3 県内の有料化自治体のごみの範囲について・・・・・・・・参 3

参考－２ 手数料の料金体系関係

表 4 単純比例型と一定量無料型の料金体系比較について・・・・参 4

表 5 全国・県内の有料化実施市数とその方式・・・・・・・・参 4

参考－３ 手数料の徴収方法関係

(1) 制度の比較

表 6 指定袋制とシール制の比較・・・・・・・・参 5

(2) 他市の有料化制度の現状

表 7 全国で最近有料化実施自治体が採用している徴収方法・・・・参 5

表 8 県内で最近有料化実施自治体が採用している徴収方法・・・・参 5

(3) 他市の袋に入らないごみ取扱いの現状

表 9 全国の有料化実施自治体が採用している、
袋に入らないごみの徴収方法・・・・参 6

表 10 県内の有料化実施自治体が採用している、
袋に入らないごみの徴収方法・・・・参 6

(4) 山形市の現状

表 11 山形市の現在の収集状況・・・・・・・・参 6

表 12 山形市の現在の排出状況・・・・・・・・参 7

参考－４ 指定袋の種類関係

表 13 県内自治体での指定袋記名欄の活用状況・・・・参 8

参考－５ 手数料の料金設定関係

(1) 全国の水準

図 1 全国の手数料の料金水準の分布
(単純比例型における料金水準の分布～大袋(40～45L)1枚あたり～)・参 9

(2) 他市料金水準の現状

表 14 全国の最近実施された有料化自治体の料金水準・・・・参 10

表 15 東北の有料化実施自治体の料金水準・・・・・・・・参 11

(3) 県内自治体料金水準とごみ袋の現状

表 16 県内有料化実施自治体のごみ袋の大きさと料金水準・・・・参 12

(4) 手数料負担額の現状

- 表 1 7 他都市における手数料根拠例・・・・・・・・・・参 1 3
表 1 8 県内有料化実施市の世帯あたりの月額負担額（平成 18 年度）・参 1 3
表 1 9 山形市における料金単価水準別の 1 世帯あたりの推計負担額・参 1 3

(5) 減量効果

- 図 2 既存事例における手数料と減量率の分布・・・・・・・・・・参 1 4
図 3 燃やすごみの料金水準と平均排出抑制率・・・・・・・・・・参 1 4
図 4 有料化導入前後のごみ量の変化・・・・・・・・・・参 1 5
図 5 県内有料化実施自治体有料化前後のごみ量の変化・・・・・・・・参 1 6

(6) 山形市の処理経費

- 表 2 0 山形市におけるごみ袋の一袋あたりに換算した処理経費・・・・参 1 6

参考－6 配慮すべき事項関係

(1) 他市の負担軽減措置状況

- 表 2 1 最近有料化を実施した自治体で行なった負担軽減措置・・・・参 1 7

表 2 2 最近東北で有料化を実施した自治体で行なった
負担軽減措置・・・・・・・・参 1 8
表 2 3 県内の有料化を実施している自治体の負担軽減措置状況
（生活保護世帯・紙おむつ使用世帯について）・・・・参 1 8

(2) 不法投棄対策の現状

- 図 6 一般廃棄物処理の有料化と不法投棄及び
不法投棄についての苦情等の変化・・・・・・・・参 1 9
表 2 4 全国有料化実施自治体での不法投棄対策・・・・・・・・参 2 0
表 2 5 東北の有料化実施自治体での不法投棄対策・・・・・・・・参 2 1
表 2 6 山形市における現在の不法投棄対策と分別違反について・・・・参 2 1

(3) 他市ボランティア袋の現状

- 表 2 7 県内の有料化を実施している自治体の負担軽減措置状況
（市内一斉清掃・ボランティア清掃ごみについて）・・・・参 2 1

はじめに

山形市清掃問題審議会は、平成20年2月22日に山形市長から「家庭系ごみの有料化の基本的手法の考え方について」の諮問を受けました。

家庭系ごみの有料化については、昨年度策定された「山形市ごみ処理基本計画」のなかで、山形市におけるさらなる循環型社会の形成に向けたごみの減量・資源化の有効な施策の一つであり、発生抑制・排出抑制の重点施策として位置づけられております。

今回の家庭系ごみの有料化の具体的手法の検討にあたっては、有料化の目的であります「ごみの減量化・資源化の促進」「ごみ処理負担の適正化と公平性の確保」及び「処理施設への負担軽減と経費節減」を基本理念として議論を進めてきました。

この度の「家庭系ごみの有料化の基本的手法の考え方について」に対する中間答申につきましては、審議会としての方向性を明示したものであり、今後市民の意見を幅広く求めながら検討を進め、最終取りまとめを行うことにしております。

平成20年6月13日

山形市清掃問題審議会
会長 國方敬司

1 有料化の対象範囲について

持続可能な循環型社会の形成に向けて、大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを転換していくため、ごみの発生抑制を中心にして意識転換を進めていくことが必要と考えます。

有料化の対象範囲については、発生抑制を第一に考え、基本的に全てのごみを対象とすることが望ましいと考えますが、「水銀含有ごみ」については、不法投棄された場合に環境汚染が懸念されること、「古紙類」については集団資源回収の補完として収集していることから、対象外とすることが望ましいと考えます。

2 手数料の料金体系について

ごみの量にかかわらず、ごみ袋一枚あたりの手数料単価を一定とし、単純に使用のごみ袋の数に比例して料金を負担する方法（単純比例型）や、ごみの量が一定量となるまでは手数料が無料で、一定量を超えた場合には、ごみの量に応じて料金を負担する方法（一定量無料型）等があります。

有料化の目的である発生抑制を踏まえると、ごみ袋1枚目から経済的動機付けが働き、ごみ減量の効果が期待できることや、公平性が保たれ、仕組みが簡単で分かりやすいことから、「単純比例型」が望ましいと考えます。

なお、「単純比例型」は県内をはじめ、全国の有料化実施自治体の大多数で採用されている方法です。

3 手数料の徴収方法について

山形市においては、平成7年度より指定袋によるごみ収集を実施しているため、指定袋による収集が広く市民に定着しており、導入に当たっても混乱が少ないと思われることから、手数料の徴収方法については、「指定袋制」が妥当であると考えます。

指定袋に入らない一辺が1m未満のごみについては、特定のごみを除いて、市民の利便性等を考慮して、これまでどおり、集積所で収集する方法を継続することが望ましいと考えます。

なお、この場合の徴収方法は、様々な形状のごみに貼り付けることが可能で、指定袋に比べごみとして処理される量が少ない「シール制」とすることが望ましいと考えます。

4 指定袋の名称について

山形市の中袋の容量は、近隣自治体の大袋の容量と同じであることから、指定袋の名称については、近隣自治体との整合性を図り、現在の中袋を「大袋」に、他自治体にない容量の大袋は「特大袋」と標示することが望ましいと考えます。

表1 指定袋の新しい名称

容 量		60ℓ	35ℓ	20ℓ
標 示	有料化前	大袋	中袋	小袋
	有料化後	特大袋	大袋	小袋

5 指定袋等の種類について

指定袋の種類については、これまでと同じ種類の袋に加えて、埋立ごみ用の指定袋が必要であると考えます。その袋の大きさについては、少量で重量があることから、排出に利便性がある小袋が妥当であると考えます。また、袋に入らないごみに貼り付ける新たなシールについては、煩雑さを避けるため、1種類の共通収集シールが望ましいと考えます。

さらに、ごみ袋やシールには、他地域からの持ち込みごみの抑止等の観点から、各集積所を利用する住民の判断で活用できる枠を設けることが望ましいと考えます。

表2 指定袋等の種類

項 目	特大袋 (60ℓ)	大袋 (35ℓ)	小袋 (20ℓ)
燃やせるごみ	○	○	○
ビン・カン	—	○	○
ペットボトル	—	○	○
プラスチック類	—	○	○
雑貨品・小型廃家電類	—	○	○
埋立ごみ (新設)	—	—	○
上記の項目の中で、 袋に入らないごみ (新設)	共通収集シール		
水銀含有ごみ	これまでと同じ方法 (無色透明袋などを使用)		
古紙類	これまでと同じ方法 (紐でしばるなど)		

6 手数料の料金設定について

手数料については、一方では市民に過度な負担とならず、また、他方ではごみ減量の動機付けとなる料金設定の必要があると考えます。

その観点から、1世帯（2.65人）あたり月額500円程度、1リットルあたり1円程度の料金水準が望ましいと考えられます。

これらのことを勘案し、表3の料金設定が妥当と考えます。これは、近隣自治体の負担額と比較しても概ね均衡が取れていると考えられます。

なお、ビン・カン、ペットボトルについては、資源ごみとしてリサイクルされている状況や全国の有料化実施自治体の料金設定を踏まえると、燃やせるごみの半額程度とすることが望ましいと考えます。

表3 料金設定表

項目	特大袋 (60ℓ)	大袋 (35ℓ)	小袋 (20ℓ)
燃やせるごみ	1枚60円	1枚35円	1枚20円
ビン・カン	—	1枚17円	1枚10円
ペットボトル	—	1枚17円	1枚10円
プラスチック類	—	1枚35円	1枚20円
雑貨品・小型廃家電類	—	1枚35円	1枚20円
埋立ごみ（新設）	—	—	1枚20円
上記の項目の中で、袋に入らないごみ（新設）	1枚60円（共通収集シール）		

7 配慮すべき事項について

(1) 負担軽減について

有料化の実施にあたっては、現行条例で手数料の減免規定のある、生活保護法による生活扶助の受給者に加えて、福祉制度の紙おむつ支給事業の利用者についても、紙おむつの発生を抑制することが困難であることから、負担軽減措置が必要であると考えます。

また、子育て支援の観点から、乳幼児に紙おむつを利用している世帯にとっても、紙おむつを削減することは困難であることから、経済的な負担軽減を図る必要があると考えます。

(2) 不法投棄及び不適正排出対策について

有料化が実施された場合、ルールに従わないごみの排出、山や空き地等への不法投棄の増加が懸念されます。そのため、実施にあたっては、集積所への不適正排出を防ぐため分別徹底等に向けた啓蒙活動に努めるとともに、ルール違反や不法投棄対策として、パトロールの強化等が必要であると考えます。

(3) 集積所等の美化活動への支援

集積所に出された違反ごみへの対応については、集積所を設置管理している町内会でのごみ袋購入といった経済的負担増が予想され、その負担を軽減する必要があります。また、今後ともボランティア清掃活動を推進するために、必要なごみ袋については、負担軽減の措置を取る必要があります。さらに、市内一斉清掃活動で使用するごみ袋についても、これまでも市が提供しており、環境美化のためにも、活動の継続は必要であると考えます。

これらの支援策として、ボランティア用の袋とシールの支給が必要であると考えます。

(4) 有料化の実施にあたって

家庭系ごみ有料化は、市民の生活に直接かつ密接に関わるものであり、その実施にあたっては、市民の理解と協力を得ることが不可欠であります。

新制度への切り替え時には混乱が生じないように、市民へ十分周知する必要があります。

有料化の実施後についても、ごみの発生状況、ごみ処理費用や手数料収入状況等、ごみに関する情報をわかりやすく公開するとともに、より一層、ごみの発生抑制について市民の理解と協力を得られるよう、十分留意することが必要であると考えます。

参 考 资 料

参考-1 有料化の対象範囲関係

(1) 山形市ごみ区分の現状

表 1 山形市の現在のごみ区分

区 分	内 容
燃やせるごみ	厨芥類（生ごみ類）、紙くず類、木くず類、布くず類など
ビン・カン	ビン類、カン類
ペットボトル	清涼飲料類・しょうゆ・酒類のペットボトルなど
プラスチック類	食品系以外のプラスチック類
雑貨品・ 小型廃家電類	小型の廃家電類、小型の家具類、玩具類、 空き缶以外の金属類など
水銀含有ごみ	乾電池、ボタン電池、水銀体温計、蛍光管、鏡など
埋立ごみ	ガラスくず、レンガくず、陶磁器くずなど
古紙類	新聞・雑誌・雑がみ・段ボール
粗大ごみ	指定品目及び、1辺の長さが1m以上1.8m未満で 80kg以下のもの

(2) 他市での有料化対象範囲の状況

表2 全国の最近実施された有料化自治体のごみの範囲について

内 容	北九州市	京都市	高松市	米子市	旭川市	鳥取市	藤沢市	名張市 (三重県)
	有料化 の有無	有料化 の有無	有料化 の有無	有料化 の有無	有料化 の有無	有料化 の有無	有料化 の有無	有料化 の有無
燃やせるごみ 厨芥類（生ごみ類）, 紙くず類, 木くず類, 布くず類, 食品の付着 しているプラ類など	有	有	有	有	有	有	有	有
ビン・カン ビン類, カン類	有	有	無	無	無	無	無	無
ペットボトル 清涼飲料水・醤油・み りん・酒類のペットボ トルなど	有	有	無	無	無	無	無	無
プラスチック類 プラスチック類	有	有	有	有	有	有	有	有
雑貨品・小型廃家 電類 小型の廃家電類, 小型 の家具類, 玩具類, 空き缶以外の金属類, 家事製品など	有	有	有	有	有	有	有	有
水銀含有ごみ 乾電池, ニカド電池, ボタン電池 水銀体温計, 蛍光管, 鏡など	有	無	無	無	無	無	無	無
埋立ごみ ガラスくず, レンガく ず, 陶磁器くずなど	有	有	有	有	有	有	有	有
古紙類 新聞・雑誌・雑がみ・ ダンボールなど	無	無	無	無	無	無	無	無

(注) ごみの分別区分については各自治体それぞれ異なった分別となっていますが、主たるごみについて、山形市の区分に合わせて表にしたものです。

表3 県内の有料化自治体のごみの範囲について

内 容	東根市外二市 一町共立衛生 組合	最上広域市町 村圏事務組合	西村山広域行 政事務組合	尾花沢市大石 田町環境衛生 事業組合	置賜広域行政 事務組合
	有料化 の有無	有料化 の有無	有料化 の有無	有料化 の有無	有料化 の有無
燃やせるごみ 厨芥類(生ごみ類), 紙くず 類, 木くず類, 布くず類, 食 品の付着しているプラ類な ど	有	有	有	有	有
ビン・カン ビン類, カン類	有	無	有	有	無
ペットボトル 清涼飲料水・醤油・みりん・ 酒類のペットボトルなど	有	無	有	有	有
プラスチック類 プラスチック類	有	有	有	有	有
雑貨品・小型廃家電 類 小型の廃家電類, 小型の家 具類, 玩具類, 空き缶以外 の金属類, 家事製品など	有	有	有	有	有
水銀含有ごみ 乾電池, ボタン電池, 水銀 体温計, 蛍光管, 鏡など	無	無	無	無	無
埋立ごみ ガラスくず, レンガくず, 陶 磁器くずなど	有	有	有	有	有
古紙類 新聞・雑誌・雑がみ・ダンボ ールなど	無	無	無	無	無

(注) ごみの分別区分については各自治体それぞれ異なった分別となっていますが、主たるごみについて、山形市の区分に合わせて表にしたものです。

参考-2 手数料の料金体系関係

表4 単純比例型と一定量無料型の料金体系比較について

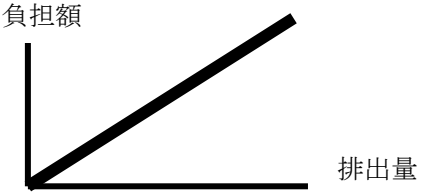
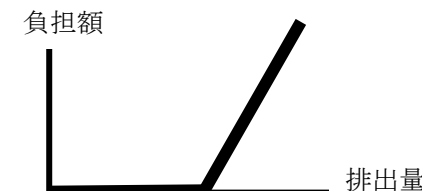
種類	主な特徴と参考事例
<p style="text-align: center;">単純比例型</p>  <p>負担額</p> <p style="text-align: right;">排出量</p> <p>仕組み</p> <p>排出量に応じて、排出者が手数料を負担する方式。単位ごみ量あたりの料金水準は、排出量にかかわらず、一定である。例えば、ごみ袋毎に一定の手数料を負担する場合には、手数料はごみ袋一枚あたりの手数料単価と使用するごみ袋の枚数の積となる。</p>	<p>○制度がシンプルでわかりやすい。</p> <p>○制度の運用に関する費用がかからない。</p> <p>○多くの市町村で導入実績ある。(県内有料化実施自治体は、全てこの方式)</p> <p>×料金水準が低い場合には、発生抑制につながらない可能性がある。</p> <p>×単に袋の値上げとしか思われぬおそれがあるため、有料化の趣旨を十分説明する必要がある。</p> <p>参考自治体</p> <p>天童市の例</p> <p>35$\frac{1}{2}$—40円 (1$\frac{1}{2}$あたり 1.14円)</p> <p>25$\frac{1}{2}$—30円 (1$\frac{1}{2}$あたり 1.20円)</p> <p>(可燃ごみ、不燃ごみいずれも同料金)</p>
<p style="text-align: center;">一定量無料型</p>  <p>負担額</p> <p style="text-align: right;">排出量</p> <p>仕組み</p> <p>排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて手数料を負担する方式。例えば、市町村がごみの排出に必要なごみ袋やシールについて一定の枚数を無料で配布し、更に必要となる場合、排出者が有料でごみ袋やシールを購入するという仕組みである。</p>	<p>○行政が設定した一定量までの排出抑制を期待しやすい。</p> <p>○行政が設定した一定量内にごみの排出を抑えれば、市民は費用負担がかからない。</p> <p>×一定量まで無料でごみが出せるため、一定量に関わらず少しでもごみを減らそうという効果が働きにくい。</p> <p>×無料袋の配付費用など、制度の運用に関する費用がかかる。</p> <p>参考自治体</p> <p>野田市(千葉県)の例</p> <p>一世帯 130枚の無料袋を配布する。世帯員数により容量を変えている。単身 20$\frac{1}{2}$、2~4人 30$\frac{1}{2}$、5人以上 40$\frac{1}{2}$。1年間で無料袋を使い終えた場合、有料袋を購入するが、20$\frac{1}{2}$袋 85円、30$\frac{1}{2}$袋 125円、40$\frac{1}{2}$袋 170円となっており、1$\frac{1}{2}$あたり 4円以上とかなりの高額となる。</p>

表5 全国・県内の有料化実施市数とその方式

方式	17年		18年	
	市の数	割合	市の数	割合
単純比例型	287	87.5%	323	89.0%
一定量無料型	41	12.5%	40	11.0%

県内の有料化を実施している26市町村の全てが単純比例型を採用しています。

参考-3 手数料の徴収方法関係

(1) 制度の比較

表6 指定袋制とシール制の比較

方法	仕組み	メリット	デメリット
指定袋制	指定袋を扱う販売店よりごみ排出者が袋を購入し、ごみを排出する方法	<ul style="list-style-type: none"> ○平成7年度より山形市で採用されてきた制度であり、住民に慣れがある。 ○有料化の仕組みを決定する他の要素を大きく制約する点がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ×袋自体がリユース出来ないため、ごみとして処理されることとなる。 ×取扱店にとってはシールに比べてかさ張るため、取扱いにくくなる。
シール制	シールを扱う販売店よりごみ排出者がシールを購入し、指定のごみ袋やごみそのものに、ごみ量に応じたシールを貼り付けし排出する方法	<ul style="list-style-type: none"> ○小さいため取扱いは容易である。 ○指定袋に比べると、ごみとして処理される量は少ない。 ○一般に売られているごみ袋や制度変わりでの残ごみ袋等の利用が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ×これまでの制度と変更点が多く、説明や制度が落ち着くまで時間を要する。 ×シールを貼付する袋の大きさ毎に手数料金額を変更する場合、貼付するシールも変える必要がある。 この場合、収集する際に容易に確認出来るよう、仕組みを工夫しなければならない。 ×紛失する可能性があることから、注意が必要となる。

参考：「家庭ごみ有料化ガイド」（財）東京都町村自治会編

(2) 他市の有料化制度の現状

表7 全国で最近有料化実施自治体が採用している徴収方法

	北九州市	京都市	高松市	藤沢市	名張市	鳥取市	米子市	旭川市
方法	指定袋制	指定袋制	指定袋制	指定袋制	指定袋制	指定袋制	指定袋・シール併用制	指定袋・シール併用制

表8 県内で最近有料化実施自治体が採用している徴収方法

	東根市外二市一町共立衛生組合	最上広域市町村圏事務組合	西村山広域行政事務組合	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合	置賜広域行政事務組合
方法	指定袋制	指定袋制	指定袋制	指定袋制	指定袋制

(3) 他市の袋に入らないごみ取扱いの現状

表 9 全国の有料化実施自治体が採用している、袋に入らないごみの徴収方法

粗大ごみ（大型ごみ） として収集	指定袋を貼り付け、 巻き付け	専用シールを貼り付け
京都市 鳥取市 藤沢市 名張市	北九州市 高松市	米子市 旭川市

表 10 県内の有料化実施自治体が採用している、袋に入らないごみの徴収方法

粗大ごみ（大型ごみ） として収集	指定袋を貼り付け、 巻き付け	専用シールを 貼り付け
<ul style="list-style-type: none"> ・東根市外二市一町共立衛生組合 ・最上広域市町村圏事務組合 ・西村山広域行政事務組合 ・尾花沢市大石田町環境衛生事業組合 ・置賜広域行政事務組合 （ただし一部市町で例外規定あり ：川西町は自己搬入）	米沢市、白鷹町、川西町、飯豊町、 高畠町で木くず、剪定枝を収集	—

(4) 山形市の現状

表 11 山形市の現在の収集状況

項目	排出方法	袋に入らないもので、 そのまま排出してよいものの条件
燃やせるごみ	指定袋	<ul style="list-style-type: none"> ・一辺（縦・横・高さ）が1m未満のもの ・剪定枝 直径30cm以下、長さ60cm以下の束にして1回3束まで
ビン・カン	指定袋	
ペットボトル	指定袋	
雑貨品・ 小型廃家電類	指定袋	一辺（縦・横・高さ）が1m未満のもの
プラスチック類	指定袋	一辺（縦・横・高さ）が1m未満のもの
水銀含有ごみ	無色透明の袋	
埋立ごみ	無色透明の袋	
古紙類	紐等でしぼる	（雑がみは紙袋に入れて紐でしぼる）
粗大ごみ	粗大ごみ用証紙	一辺の長さが1m以上1.8m未満で80kg以下のものは、指定品目とともに粗大ごみとなります。

表 1 2 山形市の現在の排出状況

区分ごとに排出の多く見受けられる順

区分	主に袋に入らない品目	
もやせるごみ	剪定枝	5～10月の剪定枝の推計排出量は、44,500束/月(5～10月)
	羽毛布団	季節の変わり目に羽毛布団の排出が見受けられる。推計排出量は、70個/月
プラスチック類	発砲スチロール	一年を通じて排出が見受けられる。推計排出量は7,100個/月
	衣装ケース	3月～4月引越し時期の左記品目の推計排出量は、1,800個/月(3～4月)
	植木鉢・プランター	
	ポータブルトイレ	
	ポリタンク	
	桶・樽類	
	カラーコンテナ	
	ゴミ箱	
雑貨品・小型 廃家電類	ガスコンロ	3～4月の引越し時期の推計排出量は、600台/月(3～4月)
	反射式ストーブ	ガスコンロに次いで多く見受けられる。ストーブ・こたつの推計排出量は、450台/月(3～4月)
	こたつ	
	椅子・座椅子等	3～4月の引越し時期の左記品目の推計排出量は、2,000台/月(3～4月)
	掃除機	
	カラーボックス	
	チャイルドシート	
	ボストンバッグ	
	除湿機	
	子供用三輪車	
	机・タンス等家具	
	雪かき用スコップ等	
	ブルーシート	
	スノコ板	
	おもちゃ(乗用)	
	空気清浄機	

参考-4 指定袋の種類関係

表 1 3 県内自治体での指定袋記名欄の活用状況

区 分	東根市外 二市一町 共立衛生 組合	最上広域 市町村圏 事務組合	西村山 広域行政 事務組合	尾花沢市 大石田環 境衛生事 業組合	置賜広域 行政事務 組合	鶴岡市	酒田市
記名欄 の有無	○	○	○	○	○	○	○
記名欄の 書式	地区名欄 氏名欄	地区名欄 氏名欄	枠のみ	地区名欄 氏名欄	地区名欄 氏名欄	地区名欄 氏名欄	地区名欄 氏名欄
記名欄の 利用方法	記名は各 町内会へ 任せてい る	地区名・氏 名の記入 を義務付 けている	・記名は町内会 へ任せている (寒河江) ・氏名の記入を 義務付けてい る(西川, 大江, 朝日)	記名は各 町内会へ 任せてい る	記名は各 町内会へ 任せてい る	記名は各 町内会へ 任せてい る	記名は各 町内会へ 任せてい る

※電話での照会による

参考-5 手数料の料金設定関係

(1) 全国の水準

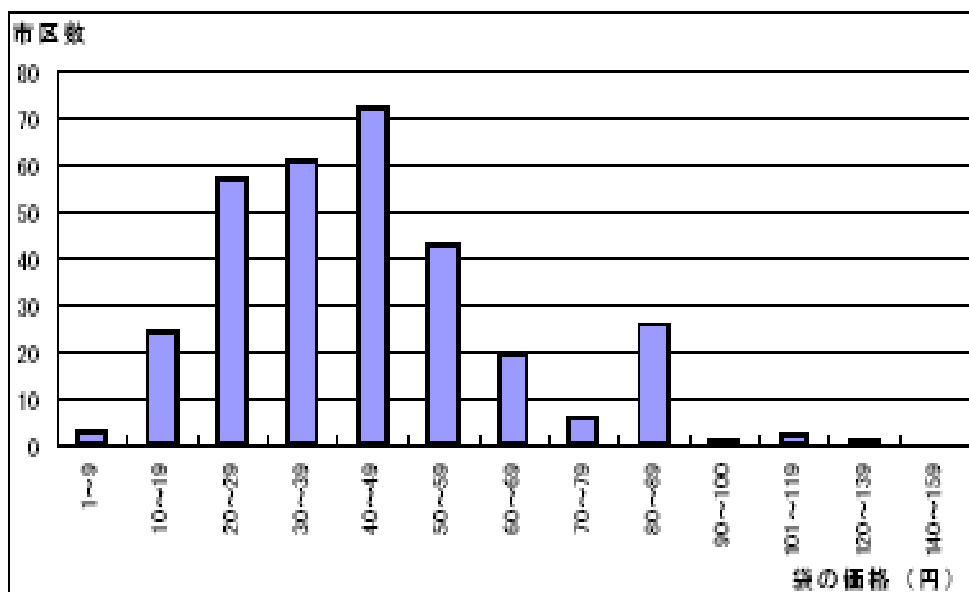


図1 全国の手数料の料金水準の分布

(単純比例型における料金水準の分布～大袋(40～45L)1枚あたり～)

(出所) 山谷修作「全国都市家庭ごみ有料化状況の県別・市別集計(2006年10月現在)」
環境省：「一般廃棄物処理有料化の手引き」より

(2) 他市料金水準の現状

表 1 4 全国の最近実施された有料化自治体の料金水準

都市名	開始年月	範囲	金額	1 <small>リットル</small> あたり
北九州市	平成 10 年	可燃・不燃ごみ	45 <small>リットル</small> -15 円	0.33 円
			30 <small>リットル</small> -12 円	0.4 円
	20 <small>リットル</small> -8 円		0.4 円	
	平成 18 年改正	家庭ごみ	45 <small>リットル</small> -50 円	1.11 円
30 <small>リットル</small> -33 円			1.1 円	
20 <small>リットル</small> -22 円			1.0 円	
10 <small>リットル</small> -11 円	1.1 円			
	かん・びん, ペットボトル	25 <small>リットル</small> -12 円	0.48 円	
		プラスチック製 容器包装	45 <small>リットル</small> -22 円 25 <small>リットル</small> -12 円	0.48 円
京都市	平成 18 年 10 月	家庭ごみ	45 <small>リットル</small> -45 円	1.0 円
			30 <small>リットル</small> -30 円	
10 <small>リットル</small> -10 円				
5 <small>リットル</small> -5 円				
	資源ごみ	45 <small>リットル</small> -22 円	0.48 円	
		30 <small>リットル</small> -15 円	0.5 円	
		20 <small>リットル</small> -10 円	0.5 円	
高松市	平成 18 年 10 月	燃やせるごみ・ 燃やせないごみ	40 <small>リットル</small> -40 円 30 <small>リットル</small> -30 円 20 <small>リットル</small> -40 円 10 <small>リットル</small> -10 円	1.0 円
米子市	平成 19 年 4 月	可燃・不燃ごみ (シール併用)	40 <small>リットル</small> -60 円 20 <small>リットル</small> -30 円 10 <small>リットル</small> -15 円	1.5 円
旭川市	平成 19 年 8 月	燃やせるごみ・ 燃やせないごみ (シール併用)	40 <small>リットル</small> -80 円 30 <small>リットル</small> -60 円 20 <small>リットル</small> -40 円 10 <small>リットル</small> -20 円 5 <small>リットル</small> -10 円	2.0 円
鳥取市	平成 19 年 10 月	家庭ごみ	45 <small>リットル</small> -60 円	1.33 円
			30 <small>リットル</small> -40 円	1.33 円
20 <small>リットル</small> -30 円	1.5 円			
10 <small>リットル</small> -15 円	1.5 円			
	プラスチックごみ	45 <small>リットル</small> -30 円	0.66 円	
		30 <small>リットル</small> -20 円	0.66 円	
		20 <small>リットル</small> -15 円	0.75 円	

藤沢市	平成 19 年 10 月	可燃・不燃ごみ	40 リットル-80 円 20 リットル-40 円 10 リットル-20 円 5 リットル-10 円	2.0 円
名張市 (三重県)	平成 20 年 4 月	燃やせるごみ・ 燃やせないごみ	45 リットル-68 円 30 リットル-45 円 20 リットル-28 円 10 リットル-13 円 5 リットル-6 円	1.51 円 1.50 円 1.30 円 1.20 円
新潟市	平成 20 年 6 月	燃やすごみ・ 燃やさないごみ	45 リットル-45 円 30 リットル-30 円 20 リットル-20 円 10 リットル-10 円	1.0 円

表 15 東北の有料化実施自治体の料金水準

都市名	開始年月	範囲	金額	1 リットルあたり
由利本荘市 (秋田県)	平成 19 年 10 月	可燃・不燃ごみ	45 リットル-30 円 25 リットル-20 円	0.66 円 0.8 円
黒石市 (青森県)	平成 20 年 1 月	可燃・不燃ごみ	45 リットル-60 円 30 リットル-40 円	1.33 円 1.33 円
平川市 (青森県)	平成 20 年 4 月	可燃・不燃ごみ	45 リットル-30 円 30 リットル-20 円 20 リットル-15 円	0.66 円 0.66 円 0.75 円
仙台市	平成 20 年 10 月 (予定)	可燃・不燃ごみ	45 リットル-40 円 30 リットル-27 円 20 リットル-18 円 10 リットル-9 円	0.88 円 0.9 円 0.9 円 0.9 円
		プラスチック製容 器包装	45 リットル-25 円 30 リットル-16 円 15 リットル-8 円	0.55 円 0.53 円 0.53 円
北上市	平成 20 年 6 月 条例改正予定 平成 20 年 12 月 実施予定	可燃・不燃ごみ	40 リットル-63 円 30 リットル-47 円 20 リットル-31 円 10 リットル-10 円	1.57 円 1.56 円 1.55 円 1.0 円
		(袋に入らない)	シール 100 円/枚	シール 100 円/枚

(3) 県内自治体料金水準とごみ袋の現状

表 1 6 県内有料化実施自治体のごみ袋の大きさ料金水準

区分	リットル	山形市	東根 (H7, H16)	最上 (新庄 H11) (他市町 H10)	西村山 (H10, H20)	尾花沢 (H17)	置賜 (H11)
可燃袋	60						
	45						
	40						
	35		40 円 (1.14 円/ℓ)	40 円 (1.14 円/ℓ)	50 円 (1.43 円/ℓ)	30 円 (0.86 円/ℓ)	40 円 (1.14 円/ℓ)
	30						
	25		30 円 (1.2 円/ℓ)				
	20			30 円 (1.5 円/ℓ)	40 円 (2 円/ℓ)	20 円 (1.43 円/ℓ)	25 円 (1.79 円/ℓ)
	14						
不燃袋	60						
	45		40 円 (0.89 円/ℓ)			30 円 (0.67 円/ℓ)	40 円 (0.89 円/ℓ)
	40						
	35			40 円 (1.14 円/ℓ)	50 円 (1.43 円/ℓ)		
	30		30 円 (1 円/ℓ)				
	25						
	20				40 円 (2 円/ℓ)		
	14						

(4) 手数料負担額の現状

表 17 他都市における手数料根拠例

自治体名	開始時期	手数料根拠
日野市	平成12年10月	1世帯あたり500円程度/月
八王子市	平成16年10月	1世帯あたり500円程度/月
武蔵野市	平成16年10月	1世帯あたり500円程度/月
稲城市	平成16年10月	1世帯あたり500円程度/月
小金井市	平成17年 8月	1世帯あたり500円程度/月
藤沢市	平成19年10月	1世帯あたり500円程度/月 (有料化アンケート結果による 許容範囲)

参考資料：豊島区，ごみ処理手数料答申書 ほか

表 18 県内有料化実施市の世帯あたりの月額負担額（平成18年度）

区分	1世帯あたりの 月額平均負担額	大袋単価
T市	453円	35 ^{リットル} —40円
H市	483円	35 ^{リットル} —40円
S市	355円	35 ^{リットル} —40円
Y市	404円	35 ^{リットル} —40円

※山形市独自調査（各自治体へ聞き取り調査を行い，集計・算出）

表 19 山形市における料金単価水準別の1世帯あたりの推計負担額

料金単価水準	1世帯あたりの負担額 (円/月)
1. 0円	498円
1. 14円	568円
1. 5円	747円
2. 0円	996円

前提条件

1. 有料化対象ごみについては、「水銀含有ごみ」・「古紙類」を除く
全てのごみを対象とした場合
2. 資源ごみの「ビン・カン」「ペットボトル」の料金水準を資源ご
み以外のごみの2分の1とした場合
3. 料金単価水準については，県内有料化実施自治体の状況，減量
効果を考慮し，1円/ℓ，1.14円/ℓ，1.5円/ℓ，2円/ℓとした
場合
4. ごみ量を25年度の推計排出量で算定（平成18年度比△15%）
5. 1世帯あたりの構成人数は，2.65人

（25年度の推計人口と推計世帯数で算定）

(5) 減量効果

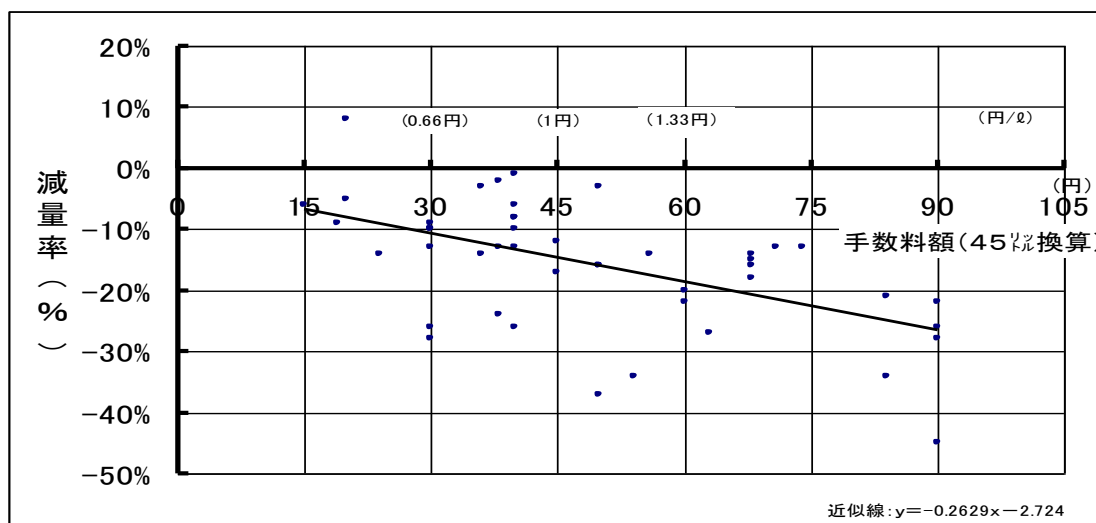


図2 既存事例における手数料と減量率の分布

参考：北九州市ホームページより、（ ）は1ℓ当たりの単価：山形市加筆

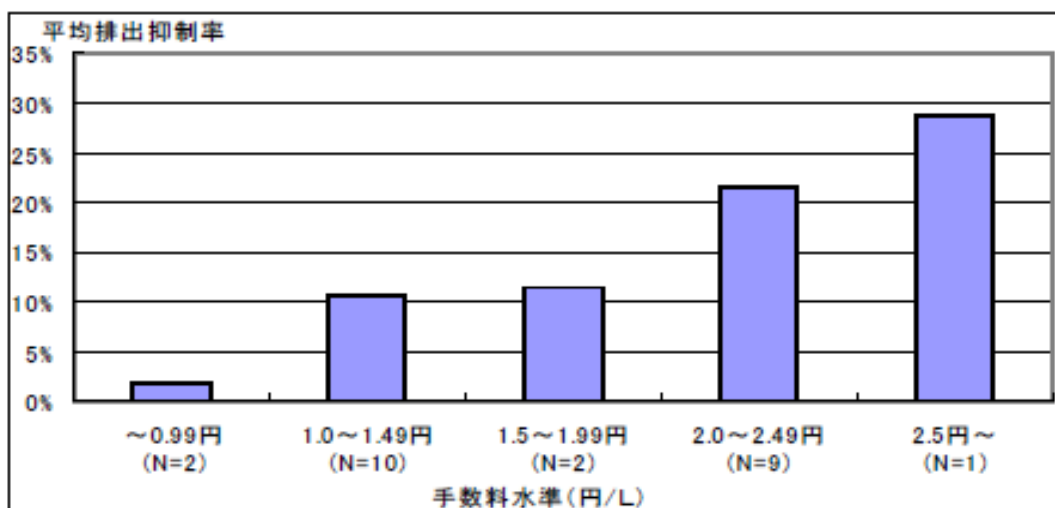


図3 燃やすごみの料金水準と平均排出抑制率

出所：環境省「自治体のごみ処理有料化施策に関するアンケート調査」

（平成18年10月実施） 「一般廃棄物処理有料化の手引き」より

（注1）廃棄物排出抑制率 = (導入2年前 (g/人・日) - 導入2年目 (g/人・日)) / 導入2年前 (g/人・日)

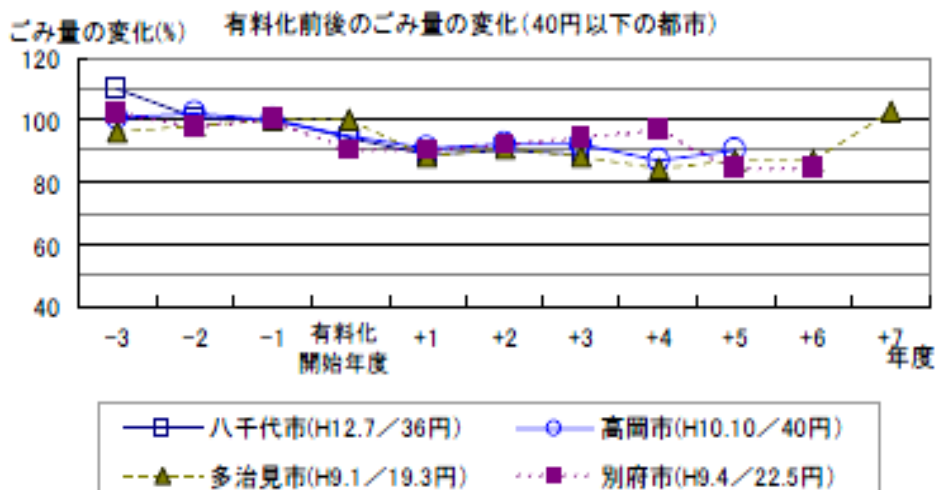
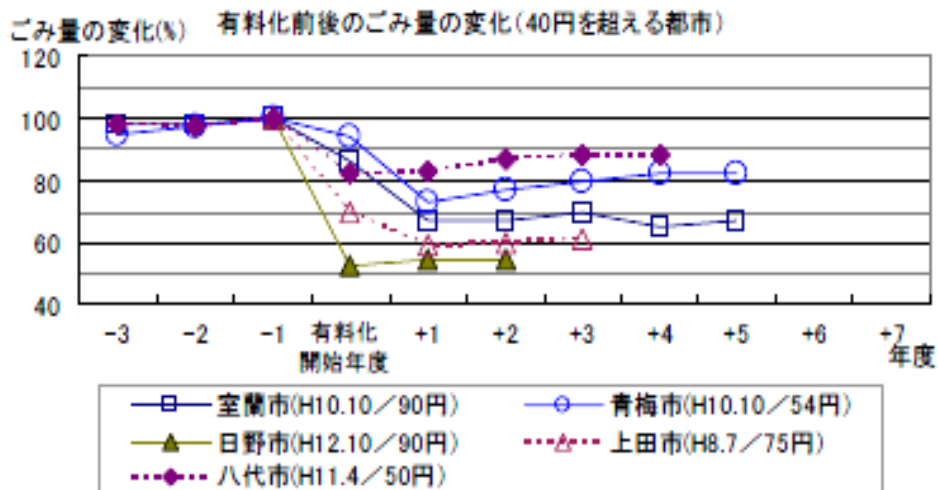


図4 有料化導入前後のごみ量の変化

(注1) 有料化導入前年を100とする。

(注2) 図凡例：○○市(H●.●/◎円)の「H●.●」は有料化導入年月、「◎円」は大袋(45L)1枚の料金を指す。

(注3) 多治見市において有料化開始7年目(平成15年)に燃やすごみの量が大きく増加した要因は焼却炉を熔融システムに更新したことにより、従来燃やさずに最終処分を行っていたプラスチック類が焼却可能となり、燃やすごみとして収集開始をしたためと考える。

(出所) 福岡市環境局資料 環境省：「一般廃棄物処理有料化の手引き」より

ごみ量の変化(%)

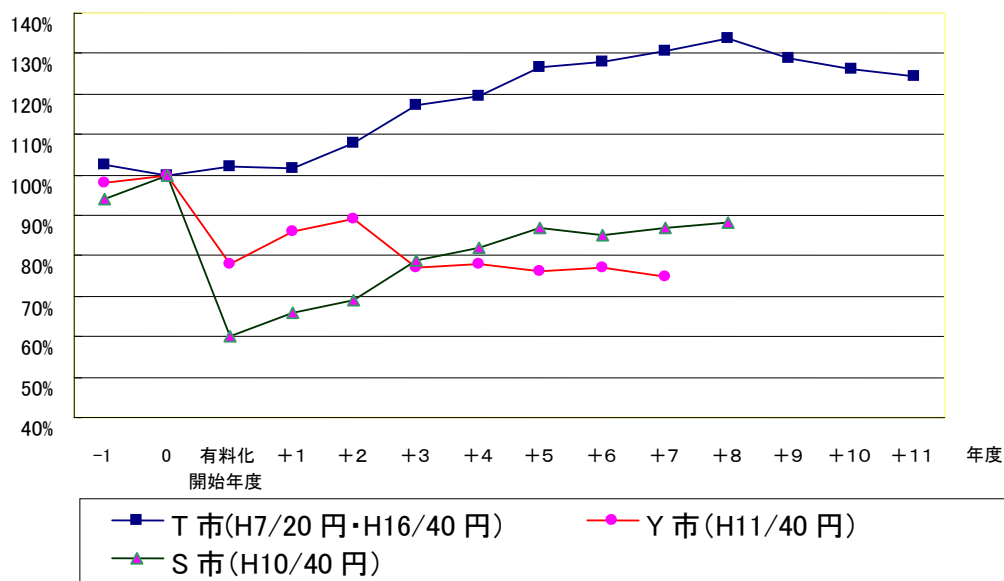


図5 県内有料化実施自治体有料化前後のごみ量の変化

有料化導入前年を100とする。

- (注1) 図凡例〇〇市 (H●. ●/◎円) の「H●. ●」は有料化導入年度, 「◎円」は大袋 (40L) 1枚の料金を指す。
- (注2) T市においては平成7年に有料化を開始し, 平成16年に料金改定を行っている。
- (注3) 3市の担当者より, 電話による聞き取り調査を行ない, 独自集計を行なった。

(6) 山形市の処理経費

表20 山形市におけるごみ袋の一袋あたりに
換算した処理経費

区 分	袋	一袋あたりに 係る経費 (円)
もやせるごみ	大袋	172
ビン・カン	中袋	133
ペットボトル	中袋	134
雑貨品・小型廃家電類	中袋	208
プラスチック類	中袋	172
水銀含有ごみ	小袋	50
埋立ごみ	小袋	38

- ※1. 平成18年度実績により算出 (粗大ごみ, 事業系ごみ処理費用を除く)
- 2. ごみ分別区分ごとそれぞれの比重により容積を算出

参考-6 配慮すべき事項関係

(1) 他市の負担軽減措置状況

表 2 1 最近有料化を実施した自治体で行なった負担軽減措置

都市名	開始年	負担軽減措置
北九州市	平成 18 年改正	<ul style="list-style-type: none"> ・おむつ使用世帯（新生児） 300袋 30 枚（1 回限り） ・おむつ給付サービスを受けている要介護者及び身体障害者 300袋 50 枚（年 1 回） ・ボランティア袋の配布（必要枚数） （市内の道路，公園，河川などをボランティア清掃する町内会，個人へ）
京都市	平成 18 年 10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・おむつ使用世帯（新生児） 300袋 40 枚（1 回限り） ・家族介護用品給付事業，重度障害者日常生活用具給付事業対象者 300袋 60 枚（年 1 回） ・在宅で腹膜透析を受けている世帯（19 年度 4 月から開始） 300袋 30 枚（年 1 回） ・ボランティア袋，軍手，火バサミの給付 （道路，公園，河川などをボランティア清掃する場合）
高松市	平成 18 年 10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が特別の理由があると認めた場合 ・ボランティア専用ごみ袋の支給（自治会による清掃活動）
米子市	平成 19 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯を受けている者（在宅世帯） ・児童扶養手当受給世帯 ・特別児童扶養手当受給世帯 ・特別障害者受給手当受給者のいる世帯 ・老齢福祉年金受給者 <p>上記に該当する世帯に 400袋 40 枚（年 1 回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護 4 以上の認定を受けている在宅の被介護者 ・ストマ用具又は紙おむつ助成を受けている身体障害者（児） <p>上記に該当する者に 400袋 40 枚（年 1 回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア清掃用袋，シールの給付 （市内一斉清掃，自治会，各団体等の清掃活動）
旭川市	平成 19 年 8 月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯（単身世帯の場合：可燃 60 枚，不燃 30 枚） 100袋可燃ごみ 60 枚（年 1 回），不燃ごみ 30 枚（年 1 回） ・2 歳未満の乳幼児がいる世帯 0 歳児 100袋 300 枚～2 歳未満 100袋 30 枚（年 1 回） ・家族介護支援事業により紙おむつの給付を受け，かつ 給付の対象者が在宅している世帯 100袋 120 枚（年 1 回）
鳥取市	平成 19 年 10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・家族介護用品購入助成を受けている世帯 ・在宅寝たきり高齢者などのおしめ代支給を受けている世帯 ・日常生活用具給付のうち，紙おむつ券の交付を受けている世帯 ・要介護 4・5 の認定を受けている在宅の一人暮らし高齢者 <p>上記に該当する世帯・者に 300袋 60 枚（年 1 回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新生児及び 2 歳までの乳幼児のいる世帯 300袋 120 枚（1 回限り） ・無料袋の給付（自治体，団体が実施する地域清掃活動）

藤沢市	平成 19 年 10 月	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護世帯 児童扶養手当受給世帯 特別児童扶養手当受給世帯 上記に該当する世帯に 200袋 130 枚（年 1 回） <ul style="list-style-type: none"> ボランティア袋の給付（ボランティア清掃ごみ）
名張市 （三重県）	平成 20 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> 紙おむつを排出しなければならない世帯 大袋（300），中袋（200）のどちらかを 30 枚（年 1 回） ボランティア袋の給付 （市内公共施設の環境美化，清掃活動。集積所の清掃及び不適正排出を処理する人）
新潟市	平成 20 年 6 月	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護世帯 可燃ごみ 150 枚，不燃ごみ 12 枚（世帯人数により袋の大きさ異なる） 3 歳未満の乳幼児がいる世帯 200袋 70 枚（年 1 回） 福祉制度で市から紙おむつの給付を受けている世帯 200袋 80 枚（年 1 回） ボランティア袋の給付 （市内公共施設の環境美化，清掃活動。集積所の清掃及び不適正排出を処理する人）

表 2 2 最近東北で有料化を実施した自治体で行なった負担軽減措置

都市名	開始年	負担軽減措置
由利本荘市 （秋田県）	平成 19 年 10 月	<ul style="list-style-type: none"> 出生児 450袋 100 枚（年 1 回） 要介護 4・5 の認定を受けている者と同居している世帯 450袋 100 枚（年 1 回） 旧ごみ袋の無料支給 （市内のクリーンアップ期間中排出されるごみに対し支給）
仙台市	平成 20 年 10 月 （予定）	<ul style="list-style-type: none"> 地域清掃ごみ袋の支給 （ボランティア団体や町内会の清掃活動。街路樹の落ち葉を清掃した場合の個人） 紙おむつ使用者に対し減免することとしている。 具体的施策内容については，これから公表する。

表 2 3 県内の有料化を実施している自治体の負担軽減措置状況

（生活保護世帯・紙おむつ使用世帯について）

東根市外 二市一町 共立衛生 組合	最上広域 市町村圏 事務組合	尾花沢市 大石田町 環境衛生 事業組合	西村山 広域行政 事務組合	置賜 広域行政 事務組合
なし	なし	なし	なし	なし

(2) 不法投棄対策の現状

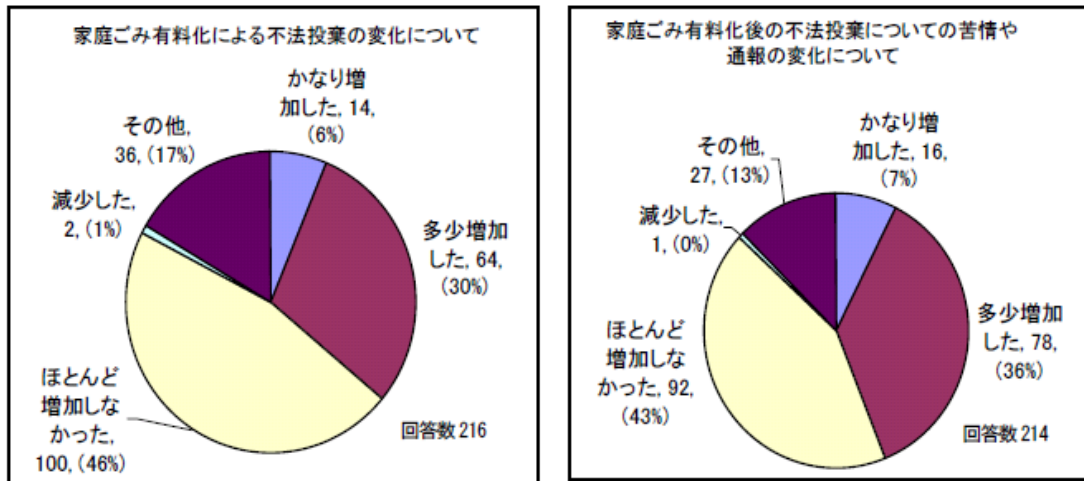


図6 一般廃棄物処理の有料化と不法投棄及び不法投棄についての苦情等の変化

出所 山谷修作「最新家庭ごみ有料化事情」『月刊廃棄物』2005年10月

表 2 4 全国有料化実施自治体での不法投棄対策

都市名	開始年	不法投棄対策
北九州市	平成 18 年改正	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄通報員制度（平成 12 年度より） ・不法投棄防止パトロール ・監視カメラの設置（市内 17 ヶ所）
京都市	平成 18 年 10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・音声啓発＋監視パトロール ・全庁体制での不法投棄対策プロジェクトチームの設置 ・京都市まちの美化推進事業団による「不法投棄監視通報制度」の創設 ・不法投棄監視カメラの貸与（市内 14 ヶ所）
高松市	平成 18 年 10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄多発地帯での監視カメラの設置 ・不法投棄防止パトロールの実施 ・地元住民，ボランティアなどの不法投棄清掃活動の支援 ・ホームページ，広報を活用した市民への周知・啓発
米子市	平成 19 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄防止啓発（説明会，広報・ホームページの活用， チラシの配布，看板の設置） ・パトロール（早朝夜間，定期，重点地区のパトロール）
旭川市	平成 19 年 8 月	<ul style="list-style-type: none"> ・排出指導の強化・充実 ・地域住民と連携したごみ集積所の適正管理 ・不法投棄監視パトロールの強化 ・不法投棄多発場所への監視カメラ設置 ・収集車等による広報活動の充実
鳥取市	平成 19 年 10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・車両センター配置による定期パトロール活動及び投棄物回収 ・庁内関係課合同での夜間パトロールの実施，現行犯の確保 ・県，警察署との連携（情報交換，投棄者発見） ・郵政公社からの情報提供 ・山間部を中心とした不法投棄監視員による監視活動（各地区 5 名を配置）
藤沢市	平成 19 年 10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・パトロールの強化 ・警告センサーの増設 ・通報制度の確立 ・不法投棄防止看板の増設
名張市 (三重県)	平成 20 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭での不法投棄防止キャンペーンの実施 ・広報，FM ラジオ，ケーブルテレビ等， 各種メディアを利用した啓発活動の実施 ・不法投棄常習地域の土地所有者への注意啓発 ・不法投棄パトロールの強化（夜間・早朝） ・監視カメラ等の設置検討 ・関係条例の整備検討
新潟市	平成 20 年 6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で行うパトロールへの支援 ・重点地区パトロール（委託） ・監視カメラの設置

表 2 5 東北の有料化実施自治体での不法投棄対策

都市名	開始年	不法投棄対策
由利本荘市 (秋田県)	平成 19 年 10 月 (実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄監視員によるパトロール活動 ・関係機関と連携強化し、不法投棄に厳しく対処する
仙台市	平成 20 年 10 月 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ集積所で市職員、地域住民連携した啓発 ・巡回パトロールの継続 ・早朝、夜間の巡回パトロールの実施 ・警察等関係機関との連携強化

表 2 6 山形市における現在の不法投棄対策と分別違反について

不法投棄対策	村山地区不法投棄対策協議会への参加等, 県・関連機関と連携 (年 2 回の合同パトロール, 不法投棄防止週間での合同パトロール)
排出分別違反 (平成 18 年度)	133,055 件
集積所へ不法投棄された家電 (平成 18 年度)	テレビ 132 台 洗濯機 2 台 冷蔵庫 9 台 エアコン 9 台 計 152 台
不法投棄撤去の依頼件数 (平成 18 年度)	63 件

(3) 他市ボランティア袋の現状

表 2 7 県内の有料化を実施している自治体の負担軽減措置状況

(市内一斉清掃・ボランティア清掃ごみについて)

東根市外 二市一町 共立衛生 組合	最上広域 市町村圏 事務組合	尾花沢市 大石田町 環境衛生 事業組合	西村山 広域行政 事務組合	置賜 広域行政 事務組合
各市町で 減免措置	各市町村で ボランティア 袋支給	各市町で ボランティア 袋支給	各市町で ボランティア 袋支給	各市町で 減免措置